

法令及び定款に基づく インターネット開示事項

会社の体制および方針
連結株主資本等変動計算書
連結注記表
株主資本等変動計算書
個別注記表

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

株式会社 **JBイレブン**

法令及び当社定款第14条の規定に基づき、当社ホームページ (<https://www.jb11.co.jp/>) に掲載することにより株主の皆様提供しています。

会社の体制および方針

(1) 業務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりです。

① 当社および子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

1. 当社および子会社の取締役および使用人が法令・定款を遵守し、倫理観を持ち行動することができるよう倫理綱領ならびにコンプライアンス規程を定め、コンプライアンス体制の維持・向上を図る。
2. 内部統制および企業倫理の責任体制を明確化するため、当社の常勤取締役、常勤監査等委員、全部室長および子会社の代表取締役で構成するコンプライアンス委員会を設置し、当委員会を通じて当社および子会社にわたるコンプライアンスの醸成に努めるとともに、リスクマネジメントを図る。
3. 当社は、監査等委員会を設置するとともに、複数の社外取締役を選任し、取締役の職務の執行について法令・定款に適合することを監視する。
4. 内部監査を定期的実施し、法令・定款および当社ならびに子会社の規程に準拠し業務が適正に行われているか監査する。内部監査は、当社の代表取締役直属の内部監査室を設置し、専任体制により、当社および子会社を対象に計画的に実施し、監査結果は当社の代表取締役へ報告するとともに、子会社を含む被監査部署の改善事項の進捗状況も報告する。
5. コンプライアンス規程内に内部通報制度を制定し、当社および子会社の通報・相談を推進するための「内部通報窓口」を設置し、未然防止および事実の早期把握と牽制機能を確保する。
6. その他、顧問弁護士、会計監査人および外部専門家等の助言を参考に、コンプライアンス体制の確立に取り組む。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

1. 取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や各取締役が職務権限規程に基づいて決裁した文書等、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し、法令および文書管理規程に基づき、定められた期間保存する。

2. 取締役の職務の執行に必要な文章について、取締役（監査等委員である取締役含む。）から閲覧の要請があった場合には速やかに対応する。

③ 当社および子会社における損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1. 当社および子会社の事業活動上の重大な事態が発生した場合には、コンプライアンス規程、安全衛生規程、および衛生管理規程等に基づき、関係委員会の開催および対策本部の設置等により、迅速かつ的確な対応を行うとともに、損失・被害等を最小限にとどめる体制を取るものとする。

2. 必要に応じ顧問弁護士等の外部専門家にアドバイスを受け、法的リスクの軽減に努める。

④ 当社および子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1. 当社の取締役会を毎月開催し、取締役会規程により定められた事項およびその付議事項は、すべて当社の取締役会に付議することを遵守して、重要事項の決定を行う。なお、取締役会には、取締役（監査等委員である取締役含む。）および執行役員を出席させ、付議事項について説明を求めるとともに、必要に応じて意見等を聴取する。また、子会社においても、必要に応じて子会社の取締役会を開催するものとする。

2. 取締役会では定期的に各取締役および執行役員から職務執行状況の報告を受け、職務執行の妥当性および効率性の監督等を行う。

3. 日常の職務執行については、職務権限規程および業務分掌規程等の規程に基づき権限の委譲を行い、権限と責任を明確化して迅速な職務の執行を確保するとともに、必要に応じて規程の見直しを行い、取締役の職務の執行が適正かつ効率的に行われる体制を維持する。

4. 経営環境の変化に迅速かつ的確に対応するため、執行役員制度を導入するとともに、常勤の取締役（常勤監査等委員である取締役を含む。）、全部室長および子会社の代表取締役が出席する「経営会議」を原則として隔週1回程度開催し、業務執行に関する個別経営課題を実務的な観点から確認、報告することにより意思決定の迅速化を図る。

- ⑤ 当社およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
1. 当社および子会社のそれぞれが自立的に業務の適正を確保するための体制を整備することを基本とし、そのうえで当社および子会社から成る企業集団共通の規程に基づき適切な管理を行う。
 2. 子会社の代表取締役は、各子会社での取締役会における報告事項および決議事項等の状況の他、子会社における重要事項および個別経営課題等について、当社の経営会議において適宜報告をする。
 3. 当社の取締役あるいは執行役員を子会社担当として委任し、または子会社の取締役を兼務し、子会社の運営を監視・監督する。また、当社の監査等委員は、適宜子会社の監督を行い、子会社の業務の適正を確保する体制を整備する。
 4. 子会社は、当社の内部監査室による定期的な内部監査の対象とし、監査の結果は当社の代表取締役に報告を行う。
- ⑥ 監査等委員会がその職務を補助すべき取締役および使用人を置くことを求めた場合における事項ならびに当該取締役および使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性に関する事項
1. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、必要に応じて監査等委員の職務を補助する取締役および使用人として適切な人材を配置することができる。
 2. 監査等委員の職務を補助すべき取締役および使用人に関する評価、その異動、選任については、監査等委員会の同意を要する。
 3. 監査等委員を補助すべき取締役および使用人に対する指揮命令権限は、監査等委員または監査等委員会に帰属するものとし、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の指揮命令は受けないものとする。
- ⑦ 取締役および使用人が監査等委員に報告するための体制および当該報告した者が報告したことを理由に不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
1. 監査等委員は、取締役会およびその他の重要な会議に参画し、報告を求めることができる。また、監査等委員が必要と判断する会議の議事録について、閲覧することができる。
 2. 当社および子会社の取締役および使用人は、当社および子会社に重大な法令・定款違反および会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知った場合は、速やかにその事実を監査等委員に報告する。

3. 監査等委員は、その職務執行上必要と判断した事項について、当社および子会社の取締役および使用人に報告を求めることができる。
4. 当社および子会社は、監査等委員へ報告を行った当社および子会社の取締役および使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わない。

⑧ その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1. 監査等委員は、代表取締役と定期的または必要に応じて面談し、経営方針、その他必要事項および監査上の重要な課題等について意見交換する。
2. 監査等委員は、会計監査人および内部監査室との連携を図るため、随時会合を持つ。
3. 監査等委員は、必要に応じて顧問弁護士等の意見と助言を求めることができる。
4. 当社は、監査等委員から所要の費用の請求を受けた時は、当該監査等委員の職務の執行に必要なないと認められた場合を除き、その費用を負担する。

⑨ 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性と適正性を確保するため、金融商品取引法等の法令に準拠し、財務報告に係る内部統制の有効性を評価・報告する体制を整備する。

⑩ 反社会的勢力排除に向けた基本方針

当社および子会社は、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切関係を持たないことを「倫理綱領」に定め、基本方針とする。また、必要に応じて警察や顧問弁護士などの外部の専門機関とも連携を取る。

(2) 業務の適正を確保する体制の運用状況の概要

当社および子会社における業務の適正を確保する体制の主な運用状況の概要は以下のとおりです。

① 内部統制システム基本方針の改定内容の周知

当社は、2021年6月28日の当社取締役会の決議により内部統制システム基本方針の内容を一部改定しました。当該変更の後にその趣旨、内容につきまして当社および子会社に説明を行い、当該内部統制システム基本方針の周知を図り、対応を指示しました。

② コンプライアンスについて

企業倫理、コンプライアンスの一層の強化を図るため、「コンプライアンス委員会」を設置し、通常3か月に1回、代表取締役社長を委員長として当該委員会を開催しています。また、通常の報告ルートとは異なる内部通報制度を整備し、通報者の保護を図るとともに、不正行為の早期発見と是正に努めています。

③ 監査等委員の職務の執行について

当社の監査等委員は、監査等委員会を月1回定期的に開催し、情報交換を行い、取締役会やその他重要な会議に出席し、また内部監査室および会計監査人と連携して業務監査を実施しました。

④ 内部監査の実施について

内部監査室が作成した内部監査計画に基づき、当社およびグループ各社の内部監査を実施しました。

当社は、業務の適正を確保するための体制については、定期的な見直しによって改善を図り、より効果的な体制構築に努めています。

連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	839,134	444,629	△515,066	△430	768,265
当連結会計年度変動額					
新株の発行	88,768	88,768			177,537
欠損填補		△379,277	379,277		-
親会社株主に帰属する当期純利益			297,813		297,813
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	88,768	△290,508	677,091	-	475,350
当連結会計年度末残高	927,902	154,120	162,024	△430	1,243,616

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 金 評 価 差 額	そ の 他 利 益 包 括 計 額		
当連結会計年度期首残高	10,536	10,536	4,784	783,586
当連結会計年度変動額				
新株の発行				177,537
欠損填補				-
親会社株主に帰属する当期純利益				297,813
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)	8,382	8,382	△1,756	6,625
当連結会計年度変動額合計	8,382	8,382	△1,756	481,976
当連結会計年度末残高	18,918	18,918	3,027	1,265,562

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しています。

連結子会社の数	4社
連結子会社の名称	J B レストラン株式会社 桶狭間フーズ株式会社 株式会社ハートフルワーク 株式会社ハットリフーズ

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度は、連結会計年度と一致しています。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

① 有価証券

その他有価証券	連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
市場価格のない株式等以外のもの	移動平均法による原価法
市場価格のない株式等	移動平均法による原価法

② 棚卸資産

店舗食材	最終仕入原価法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)
原材料	最終仕入原価法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)
仕込品	最終仕入原価法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)
貯蔵品	最終仕入原価法による原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

(リース資産を除く) 法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。

建物、構築物

定額法 ただし、1998年3月31日以前に取得した建物（附属設備を除く）ならびに2016年3月31日以前に取得した建物附属設備および構築物については定率法によっています。

機械及び装置

定額法によっています。

建物、構築物、機械及び装置以外

定率法によっています。

主な耐用年数

建物 15年～31年

工具、器具及び備品 6年～10年

- ② 無形固定資産
(リース資産を除く)

定額法によっております。なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。ただし、ソフトウェア(自社利用分)については社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっています。

- ③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

- ④ 長期前払費用

効果のおよぶ期間にわたり、均等償却しています。

- ⑤ 賃貸不動産

法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。

建物(附属設備は除く)

定額法によっています。

建物以外

定率法によっています。

主な耐用年数

建物 15年～31年

- (3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

- ② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しています。

- (4) 収益および費用の計上基準

- ① 直営店売上高

直営店売上高は、当社グループの直営店舗に来店する顧客からの注文に基づくサービスを提供することによる収益です。当該サービスの提供による収益は、顧客へ料理を提供し、対価を受領した時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しています。各月の収益として計上された金額は、利用者による選択された決済手段に従って、クレジット会社等が別途定める支払条件により履行義務充足後、短期のうちに支払を受けており、対価の金額に重要な金融要素は含まれていません。

- ② F C向け売上高

F C向け売上高は、当社におけるF C店に対する食材等の販売による収益等です。

食材等の販売による収益については、顧客に商品を引き渡した時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しています。約束された食材等の販売に関する取引

の対価は、商品の引き渡しから概ね2か月以内に受領しており、対価の金額に重要な金融要素は含まれていません。

(5) 退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債および退職給付費用の計算は、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(6) のれんの償却方法および償却期間

のれんの償却については、6年間の均等償却を行っています。

(7) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっています。

会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしています。

これによる連結計算書類に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用しています。

これによる連結計算書類に与える影響はありません。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項等の注記を行っています。

会計上の見積りに関する注記

当社グループは、固定資産のうち減損の兆候がある資産又は資産グループについて、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し減損損失として計上しています。

減損損失の認識および測定にあたり、その時点における合理的な情報等を基に将来キャッシュ・フローを見積っていますが、事業計画や経営環境の悪化等により、見積りの前提とした条件や仮定に変動が生じ回収可能価額が減少した場合、固定資産の減損処理が必要になり、翌連結会計年度の連結計算書類において、固定資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

有形固定資産	2,038,531千円
無形固定資産	52,389千円
減損損失	140,537千円

連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産および担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建物	68,999千円
土地	337,577千円
投資有価証券	104,400千円
計	510,977千円

(2) 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	368,224千円
長期借入金	515,084千円
計	883,308千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 2,768,938千円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類および総数

普通株式	7,755,400株
------	------------

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

3. 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類および数

普通株式	118,600株
------	----------

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に関する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定しており、資金調達については短期長期の銀行借入による調達をしています。なお、デリバティブ取引は行っていません。

(2) 金融商品の内容およびそのリスクならびにリスク管理体制

営業債権である預入金は、取引先企業とのテナント契約に基づく売上金の預入れであり、また債権回収についても、契約に基づく回収日に債権管理を行っています。

なお、回収遅延時は、各担当取締役へ報告され、早期回収の取組が行われます。取引先の信用状況については、情報媒体の利用により常に財務状況を掌握し、回収懸念の早期把握に努めています。投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式への出資であり、市場価格の変動リスクに晒されますが、経理部にて定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握しています。差入保証金は、取引先との店舗賃借契約に基づく保証金であり、取引先の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、取引先ごとの期日管理および残高管理を行うとともに随時、営業部による情報収集に努めています。

営業債務である買掛金、未払金は、そのほとんどが1か月以内の支払期日でありリスクは低いと判断しています。借入金のうち、短期借入金は運転資金に係る資金調達であり、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達です。

借入金の一部は、変動金利であるため、金利の変動リスクに晒されていますが、月次に資金繰り計画の作成・更新をする管理をしており、四半期ごとに取締役会に報告されています。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価および差額については、次のとおりです。なお、現金は注記を省略しており、預金、預入金、売掛金、買掛金および未払金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しています。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券	131,881	131,881	—
差入保証金	593,056	591,989	△1,066
リース債務	39,920	39,227	△692
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金含む)	3,089,406	3,081,952	△7,453

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しています。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しています。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産および金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	131,881	—	—	131,881

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産および金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	—	591,989	—	591,989
リース債務	—	39,227	—	39,227
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金含む)	—	3,081,952	—	3,081,952

(注1) 時価の算定に用いた評価技法およびインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しています。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しています。

差入保証金

店舗の差入保証金は、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値等により算定しており、レベル2の時価に分類しています。

借入金およびリース債務

契約毎に分類した借入金および社債の元利金を同様の契約において想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しています。

(注2) 長期借入金およびリース債務の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	765,492	665,372	444,005	227,531	253,760	733,246
リース債務	16,091	15,549	6,288	1,991	—	—
合計	781,583	680,921	450,293	229,522	253,760	733,246

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

直営店売上高	5,722,052
F C向け売上高	174,076
その他	203,117
顧客との契約から生じる収益	6,099,246
その他の収益	—
外部顧客への売上高	6,099,246

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等「4. 会計方針に関する事項 (4) 収益および費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産および契約負債の残高等

当社グループの契約負債については、残高に重要性が乏しく、重大な変動も発生していないため、記載を省略しています。また、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益に重要性はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しています。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 163円03銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 39円17銭 |

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から)
(2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	
		資本準備金	その他 資本 剰余金	資本剰余金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利益剰余金 合 計
当 期 首 残 高	839,134	444,629	—	444,629	△379,277	△379,277
当 期 変 動 額						
新 株 の 発 行	88,768	88,768		88,768		
準備金から剰余金へ の 振		△379,277	379,277	—		
欠 損 填 補			△379,277	△379,277	379,277	379,277
当 期 純 利 益					89,823	89,823
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)						
当 期 変 動 額 合 計	88,768	△290,508	—	△290,508	469,101	469,101
当 期 末 残 高	927,902	154,120	—	154,120	89,823	89,823

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等	新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株主資本合計			
			そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金		
当 期 首 残 高	△430	904,054	10,477	4,784	919,316
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行		177,537			177,537
準備金から剰余金へ の 振		—			—
欠 損 填 補		—			—
当 期 純 利 益		89,823			89,823
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)			8,400	△1,756	6,643
当 期 変 動 額 合 計	—	267,361	8,400	△1,756	274,004
当 期 末 残 高	△430	1,171,415	18,877	3,027	1,193,321

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 重要な資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券

- | | |
|----------------------------------|---|
| ① 関係会社株式 | 移動平均法による原価法 |
| ② その他有価証券
市場価格のない株式等以外
のもの | 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は
全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均
法により算定） |

(2) 棚卸資産

貯蔵品 最終仕入原価法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

（リース資産を除く）

法人税法に規定する方法と同一の基準によっ
ています。

建物、構築物

定額法 ただし、1998年3月31日以前に取得した建
物（附属設備を除く）ならびに2016年3月31日以前
に取得した建物附属設備および構築物については定
率法によっています。

機械及び装置

定額法によっています。

建物、構築物、機械及び装置以外

定率法によっています。

主な耐用年数

建物 15年～31年

工具、器具及び備品 6年～10年

(2) 無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法によっています。なお、耐用年数については、
法人税法に規定する方法と同一の基準によっ
ています。ただし、ソフトウェア（自社利用分）については
社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法に
よっています。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額
法を採用しています。

(4) 長期前払費用

効果の及ぶ期間にわたり均等償却しています。

(5) 賃貸不動産

法人税法に規定する方法と同一の基準によっ
ています。

建物（附属設備は除く）

定額法によっています。

建物以外

定率法によっています。

主な耐用年数

建物 15年～31年

3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別の回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。
- (2) 賞与引当金 従業員の賞与支給に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しています。
- (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき計上しています。

4. 収益および費用の計上基準

当社の収益は、連結子会社からの経営指導料収入等になります。経営指導料収入等における履行義務内容は、連結子会社への契約内容に応じた受託業務を提供することであり、これらの約束したサービス又は商品の支配が顧客に移転した時点で履行義務が充足されることから、当該履行義務が充足された時点で収益を認識しています。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理 消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっています。

会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしています。

これによる計算書類に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項および「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用しています。

これによる計算書類に与える影響はありません。

会計上の見積りに関する注記

当社は、固定資産のうち減損の兆候がある資産又は資産グループについて、当該資産または資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し減損損失として計上しています。

減損損失の認識および測定にあたり、その時点における合理的な情報等を基に将来キャッシュ・フローを見積っていますが、事業計画や経営環境の悪化等により、見積りの前提とした条件や仮定に変動が生じ回収可能価額が減少した場合、固定資産の減損処理が必要になり、翌事業年度の計算書類において、固定資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

有形固定資産	1,884,290千円
無形固定資産	20,055千円
減損損失	129,091千円

貸借対照表に関する注記

1. 関係会社に対する金銭債権・債務

短期金銭債権	606,039千円
短期金銭債務	548,485千円

2. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建物	68,999千円
土地	337,577千円
投資有価証券	104,400千円
計	510,977千円

(2) 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	368,224千円
長期借入金	515,084千円
計	883,308千円

3. 有形固定資産の減価償却累計額

	2,564,626千円
--	-------------

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	1,204,157千円
営業取引以外の取引高	301,490千円

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

自己株式の数に関する事項	11,250株
--------------	---------

税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	(単位：千円)
(繰延税金資産)	
賞与引当金	1,780
退職給付引当金	13,926
減損損失	117,947
資産除去債務	61,833
関係会社株式評価損	23,837
税務上の繰越欠損金	76,912
その他	6,335
小計	302,572
評価性引当額	△294,123
繰延税金資産合計	8,449
(繰延税金負債)	
その他有価証券評価差額金	△8,323
資産除去債務（資産）	△7,847
繰延税金負債合計	△16,171
繰延税金資産（負債）の純額	△7,721

リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器、厨房機器の一部については、所有権移転外ファイナンスリース契約により使用しています。

関連当事者との取引に関する注記

1. 役員および個人主要株主等

種類	氏名	資本金又は出資金 (千円)	関連当事者との関係	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	新美 司	—	当社代表取締役社長	被所有 (直接) 3.50	店舗賃貸借契約に対する被連帯保証 (注)2	11,400	—	—

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれていません。

2. 取引条件および取引条件の決定方針等

- (1) 一般取引条件を参考に決定しています。
- (2) 当社の店舗賃貸借契約に対する保証です。なお、取引金額は、当事業年度における年間取引高を記載しています。
- (3) 当社は当該被保証に対して、保証料の支払いおよび担保の提供は行っていません。

2. 子会社および関連会社等

種類	会社等の名称	資本金又は出資金(千円)	関連当事者との関係	議決権等の所有(被所有)割合(%)	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	J B レストラン 株式会社	8,000	役員 の 兼任	所有 (直接) 100.0	経営指導料等 (注) 2	243,704	未払金	548,485
					地代収入 (注) 3	4,440		
					貸貸収入 (注) 3	707,992		
					債権回収代行等	2,138,746		
					受取配当金	300,000	-	
	桶狭間 フーズ 株式会社	8,000	役員 の 兼任	所有 (直接) 100.0	経営指導料等 (注) 2	155,168	未収入金	348,493
					地代収入 (注) 3	22,200		
					貸貸収入 (注) 3	43,790		
					支払代行等	86,165		
	株式会社 ハートフル ワーク	8,000	役員 の 兼任	所有 (直接) 100.0	経営指導料等 (注) 2	15,398	未収入金	168,090
					貸付金の回収	34,300	関係会社 短期貸付金	24,300
					貸付金利息 (注) 4	1,259	関係会社 長期貸付金	95,800
株式会社 ハットリ フーズ	10,000	役員 の 兼任	所有 (直接) 100.0	経営指導料等 (注) 2	11,462	未収入金	89,454	
				貸付金の回収	6,000	関係会社 短期貸付金	6,000	
				貸付金利息 (注) 4	231	関係会社 長期貸付金	42,000	

- (注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれていません。
2. 経営指導料は、各関連当事者の業績を勘案しながら交渉の上決定しています。
3. 地代収入および貸貸収入については、近隣の地代・取引実勢を参考にして両社協議により決定しています。
4. 資金の貸付の貸付金利については、当社の借入先銀行の市場調達レートを参考に決定しています。

収益認識に関する注記

重要な会計方針に係る事項に関する注記「4. 収益および費用の計上基準」に記載のとおりです。

1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 153円70銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 11円81銭 |

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。